

広島市監査委員 山 田 康宏  
同 福 永 吉  
同 佐々木 壽徳  
同 木 山 和



平成11年度包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項公表

地方自治法第252条の38第6項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を下記のとおり公表する。

記

- 1 対象部局（課） 財政局財政課
- 2 監査結果公表年月日 平成12年3月30日（広島市監査公表第6号）
- 3 包括外部監査人 中間 信一
- 4 監査結果に対する措置状況通知年月日 平成13年3月22日
- 5 監査の結果（指摘事項）  
他の事業へ主管局長権限で予算流用しているが、「予算の編成及び執行に関する規則」の行うべき財政局長への通知がシステム的に行われていない状況にあった。
- 6 措置内容  
財務会計オンラインシステムにおいて、予算の編成及び執行に関する規則第22条の2第2項に規定されている各局長から財政局長への通知を行うこととした。